

○奈良教育長 教育委員会協議会を開会いたします。

まず、委員それぞれの活動について、所感などを報告したいと思います。

それでは、私から報告をさせていただきます。

2月5日の日曜日でございますが、平成28年度第17回北河内識字・日本語交流会が本市のメセナひらかた会館で開催されました。この交流会は北河内7市の識字・日本語教室などで日本語を学習しておられる、主に外国にルーツのある方々や学習の支援者、行政担当者などが一堂に会し、学習者に様々な体験学習ができる分科会に参加していただき、互いの交流を深めていただくイベントでございます。オープニングイベントでは和太鼓の演奏や茶道、書道、和紙で祝い箸袋を作るといったものから、バルーンアート、マジック、紙芝居といった趣向を凝らした分科会を準備し、参加者に交流をしていただきました。私も閉会式で各分科会の報告をお聞かせいただきましたが、参加者が交流会を楽しんでくださったことを大変嬉しく思いました。来年は大東市で開催されます。学習者の皆さんがそれぞれの教室で今後も日本語の勉強に励み、来年また元気にこの交流会に参加していただきたいと思っています。ちなみに本市では、枚方市日本語・多文化共生教室「よみかき」として市内6箇所識字・日本語教室を開いています。

次に枚方市平和の日についてでございますが、本市には戦前火薬製造所など旧陸軍施設が3箇所あり、その1つの禁野火薬庫が1939年3月1日に大爆発を起こし、約700人もの死傷者を出しています。この悲惨な戦争体験を風化させないようにと平成元年3月1日を枚方市平和の日と定め、毎年様々な記念行事を行っております。本年も人権政策室と中央図書館の共催で中央図書館において3月12日、平和ライブラリー・コンサートを開催します。また、中央図書館では3月1日の平和の日に向けて、禁野火薬庫について調べるにはどんな資料を見たら良いのかも紹介するとともに、5階の参考資料室には資料展示も行っております。

次に、北河内地区PTA協議会と枚方市教育委員会の共催で開催する講演会についてでございますが、2月19日日曜日、午後2時から4時メセナ枚方会館多目的ホールで、夜回り先生でおなじみの水谷修さんに講演をしていただきます。水谷さんはテレビのワイドショーや講演活動の合間をぬって今でも夜回りを継続されておられるそうですが、水谷先生は高校教諭の時に子どもたちの非行防止や薬物依存の拡大防止のため、夜回りパトロールを初め、様々な悩みを抱える子どもたちの相談にも電話やメールで応じておられたということです。水谷さんは非行に走る子どもたちの問題の背後には、家庭の問題や親や家庭の在り方があるとおっしゃっています。示唆に富んだお話が聞けるものと期待しています。この企画は水谷先生のお話が聞けるということで非常に人気が高く、既に満席になっております。

次に、友好都市四万十市から県立中村高校が21世紀枠で第89回選抜高等学校野球大会に出場することが決まりました。出場は40年ぶり2回目です。前回は山沖投手、後に当時の阪急ブレーブスに入団されましたが、この方を要し準優勝に輝きました。今回も枚方市民の応援をお願いしたいと思っています。

次に、中学生チャレンジテストでございますが、本市の中学校で1月12日木曜実施のチャレンジテストの出題範囲、第1学年の英語科でございますが、この部分で授業の進度が到達していないことが判明しました。当該校からの一報を受けまして、チャレンジテスト実施にあたり生徒が

不利益をこうむることのないように大阪府教育庁と協議した結果、授業の進度が到達していなかった範囲に該当する問題を削除して実施いたしました。また、今回の事案を受け、全ての市立中学校の状況を把握したところ、新たに他の1校におきましても同じく1年生の英語の教科書における出題範囲の一部を学習していないということが判明しました。しかし、結果として生徒が問題を解くに当たって支障はありませんでした。なお、生徒と保護者には不安や動揺を与えないように2校とも保護者説明会を開催し丁寧に説明を行うよう学校に指示をいたしました。今回の事案を受けて再発防止を図るため、校長に対して各教科の年間指導計画の進捗状況管理、教員への指導と組織的なチェック体制の確立を指示しております。

次に、平成28年9月1日及び9月9日、本市中学校の第2学年の理科の授業において実験中に生徒が体調不良を訴え病院へ搬送される等の事故がありました。その後でございますが、事故後理科の実験につきましては生徒の安全確保と保護者の理解が得られるまで中止にしていまいりました。この間、学校での理科の実験を含めた危機管理の取り組みについて指導してきましたが、このほど安全確保と再発防止が確認できましたので、保護者の理解を得た上で実験を再開することとなりました。また、新聞でも報じられましたが、この事故の当事者である2名の教諭は12月19日付で業務上過失傷害容疑ということで、大阪地検に書類送検され、12月22日付で起訴猶予処分となっております。校長には改めて管理職として、今回の事故の教訓を肝に銘じ、いま一度気を引き締めて校内の危機管理体制を見直し、それが実効性のあるものとなるよう教職員への指導を徹底するように指示をいたしました。

私からは以上でございます。

それでは、吉村委員、報告をお願いいたします。

- 吉村委員 前回の定例会・協議会からあまり時間が経っておらず、数は少ないですが、1件は1月28日に「漢字をテーマに思いを伝える作文コンクール」表彰式・発表会に参加させていただきました。例年のことですが、1点1点を確実に見ていただいた審査関係の先生方、あるいはこれを指導していただいている学校関係の先生方のご苦勞がすごくわかるような作品の数でありました。発表の中身に関しまして、小さな出来事を漢字という形で題をつけているんですが、本当に純粋で心洗われるといいますか、心の動きであったり優しさであったり、あるいは社会に対する自分の感性であったり、優秀作品や佳作ということだけではなく、非常に素晴らしい作品・発表がありました。こういう取り組みは年々多くなっておりますので、キャパシティの関係でいっぺんに入っただけでないですが、ぜひとも何かの形でもっとアピールしていただきたいという気を持っております。

それから、2月、3月ということで、後ほどの定例会の中にもありますが、人事関係のものが数多く、これは枚方市に関わらず各学校や教育委員会等の中で次の新しい動きがあるというのは、もうご承知のとおりであります。私の大学で大阪府以外にも今回採用試験に合格した新規採用予定者が相談に来ます。これから4月1日までの間にどういことをしたらいいですかということを聞きに来る学生が多く、非常に真面目な学生だと思います。普通は「こういう勉強をしとかなあかん」とか、「こういう教材研究とか授業づくりのためには・・・」というように言うと思うんですけども、私は一切そういうことは言わずに、「しっかりと今できる遊びをなささい」と

言っています。4月からは当然環境も変わり、学校現場の中での子どもたちもそうですし、保護者や同じ教員の仲間とか、今まで学生時代に経験したことのないような世界に飛び込んでいくことになろうかと思えます。その中で、もちろん心の準備は大事ですが、この何か月かの4月1日を迎えるまでの間にしっかりと心のリフレッシュをした上で、一からピュアな気持ちで赴任した学校でしっかりと頑張るよという話を話しています。これは人事上の難しいことだと思うんですけども、赴任する市町村は決まっていますが、学校はなかなか決まらないという非常に不安定な気持ちの中で、特に大阪府以外から来ている学生からは、どこに居住を構えたらいいのかとかいう質問もあります。そこはやはり制度だから仕方がないというのがありますが、どこに行ってもいいように、とりあえずはこの市町村の大体この辺りに居住をまず考えて、そこからもし非常に苦勞するようでしたら変わったらいという感じのアドバイスをしているというのが、現状の話です。教育委員会、その他の部署におきましても、新たな所にまたいろいろと行かれることもあるかと思うんですけども、その部分に関して今、自分自身がこの年度でやり残したこと、あるいは振り返って引き継ぐべきことに関しましては、時間はあまり多くはございませんので、皆さん方も十分に次の年度に向けての準備を抜かりなくよろしくお願ひしたいということを伝えさせていただきます。

以上です。

○奈良教育長 ありがとうございます。

続いて、橋野委員、お願ひいたします。

○橋野委員 私も1月28日に第9回「漢字をテーマに思いを伝える作文コンクール」表彰式・発表会に出席させていただきました。1万5,890点もの枚方市内の小中学生の作品が集まり、どの作品も漢字に対して伝えたいことを上手に発言し、自分の意思もしっかり伝えられる良い作品が多く、発表もとても上手にされていました。

2月7日には、山田中学校区公開授業があり、交北小学校6年1組の草野万沙子先生による国語科作文指導がありました。指導助言は大阪国語教育連盟委員の神原典子先生で、交北小学校高学年では昨年より言葉の時間に月に1度作文を書くという授業をされていて、2週間前には作文を書くということを子どもたちに伝え、少し前に作文の題を先に発表し考える時間をしっかりと、書きたいことが湧いてくるように上手に子どもたちを誘導し、クラスに合った子どもたちのサポートをされていました。初めは書くことのできなかつた子どもたちも、徐々に書けるようになってきているということでした。神原先生は作文を通して子どもたちの思い、成長していくことへの自信、書くことの楽しさ、作文を書いた本人も育ち友達のことを知る、発見する、お互いに共感する、クラス全体が育っていくと助言されました。教師がどこに心を寄せ、子どもの成長を感じ、励まし、伸びる芽を見逃さない。書いたことの喜び、自分らしく生きていくことへの充実感を養ってほしいこと、例え拙い3行の文でも大切にしていれば、文章を書くことに抵抗のある子どもたちへの指導を大切にしていってほしいことを助言していただきました。草野先生はその子らしい、いいところを伸ばしてあげるのがとても上手な先生でした。もう少しで卒業する子どもたちに大事にしてという言葉がけをたくさんされていました。あと少しで小学校生活が終わってしまうことに対し様々なことを思い、大事にしてほしいことが伝わってきました。先生の人柄が出る

のか温かい雰囲気の安心した空間、子どもたちの居場所という教室でした。子どもたちが先生を慕っていることがよくわかるクラスでした。

以上です。

○奈良教育長 ありがとうございます。

続いて、神田委員、お願いいたします。

○神田委員 私も1月28日に「漢字をテーマに思いを伝える作文コンクール」表彰式・発表会に出席しました。

30日は、第四中学校の枚方市学校園活性化推進校園事業の公開授業がありましたので参観をいたしました。その第四中学校の研究授業について感じたことを述べたいと思います。

当日は社会科と家庭科の2教科の公開授業で、家庭科は初任者研修を兼ねていました。私は社会科の授業を見ました。等高線や縮尺の仕組みを理解する授業で研究協議会もこの後参観をしました。中学校単独で校内研究授業や研究協議会をきちんとやられて、実践されていることが大変良かったと思っています。また、1年生でしたが、生徒も落ち着いて学習をしておりました。研究協議会は社会科の担当先生5人を合わせて、18名の教員が参加をしておりました。授業について他教科の先生方の意見は、「教師と生徒の関係は大変良かったが、1つは教師の指示なのか発問なのか明確でなくて、教師の話で授業が進んでいた。また、口頭だけではわからない。もう1つは、板書が書かれていないので確認できない」など、授業展開についての的確な意見が出ておりました。講師の先生からも同様の指摘がありました。研究協議会后、校長室で授業者と社会科担当の先生と話し合いを行いました。四中は四中校区の3小学校区を合わせて四中学園の授業スタイルというのがありまして、枚方の授業スタンダードをベースに何点かあるわけですが、その1つの授業展開の中で、発問の工夫により根拠を示しながら説明する力をつけるというところでは、1人でじっくり考える、その後グループやペアで意見をシェアするということが目指すべき方向、と内容が示されています。しかし、残念ながら研究協議会でも指摘されましたが、すぐにグループで話し合うということで生徒がどれだけ授業内容を理解できるかという疑問がありました。授業された先生は積極的な方で、これから期待できる3年目の先生でした。また、第四中学校は校長のリーダーシップのもと、教科部会などが時間割の中に位置づけられておりまして、この公開授業に向けても教科部会で指導案を検討されたということでした。

この研究授業及び協議会を通して思いましたのは、1回の授業だけで言えませんけれども、枚方市内の中学校で組織的に校内研究授業を行われている第四中学校でも、枚方の授業スタンダードに基づく授業改善の進め方に課題があるということがわかりました。少し具体的になりますが、今枚方で言われているアクティブラーニングの指導法の1つとしては、やはり生徒が自分の考えを書く、読むなどの活動の後に、その考えを持ちながらグループやペアの活動で意見交流をしていくということ、そして様々な他者の考え方を通じて教師と生徒、生徒同士が対話して思考を広げ深めることができるのではないかとされています。枚方市内の中学校で先進的に取り組んでいる第四中学校の授業改善の課題というのは、私は何校か中学校の授業見てきましたが、枚方市の大きな課題であると改めて痛感しました。その解決に教育委員会がどのように取り組んでいくのかということはずっと考えております。

1つは国の方向性を踏まえた授業実践で行われている都道府県や学校から、基礎的なことから継続的に学ぶことであると思っています。いろいろ調べている中で岡山県のホームページがありまして、岡山県の総合教育センターのホームページを見ますと、「アクティブ・ラーニング」ははじめの一步、これから学ぶ先生方にお勧めという8ページのわかりやすいリーフレットが掲載されておりました。それを読んでみますと、岡山県では次世代型教育推進センターに研究協力員を派遣して新たな学びに関する教員の資質向上のためのプロジェクトとして、アクティブラーニングの研究を進めています。プロジェクトの一環として、倉敷市立天城中学校が実践フィールド校として授業実践を行っているということです。この次世代型教育推進センターは、次期学習指導要領の改訂に向けてアクティブラーニングについて研究を進めている国の組織です。実践フィールド校は次世代型教育センターと連携してアクティブラーニングについて研究を進めている学校です。枚方市内の中学校では、アクティブラーニングを共同学習イコールグループ学習と捉えて進められている学校が多いように思います。形だけのグループ学習では話し合いで終わります。これでは、今求められている教師や子どもの力がつきません。アクティブラーニングの捉え方が多様でさまざまな捉え方がされていますから、教育委員会はやはり国の方向性というものと実践例を示していく必要があると思っています。

2つ目は、義務教育のアクティブラーニングを踏まえた授業改善について枚方市内の学校で研究実施を進めていく必要があるということです。枚方市の教育振興基本計画の方策1「確かな学びと自立を育む教育の充実」では、基礎的な学力や自ら学び考える力を伸ばしていくことが求められています。私はそのために、来年度小学校、中学校に授業改善モデル校を指定して、やはりその実践を通して研究をしていくことが喫緊の課題であると思っています。ここ5、6年調べてみますと、枚方市の授業改善に関するモデル校はありません。それぞれがそれぞれのやり方でやっております。それはそれで良い面もありますけれども、今求められている基本方策を具現化していくためには、1つのモデルが必要ではないかと思っています。次期学習指導要領の改訂に向けて、アクティブラーニングを踏まえた授業改善の研究実践をそのモデル校は枚方市内の学校に発信することであると思っています。このことによって枚方市の小中学校の全体のレベルアップに繋がりますし、小学校、中学校の学びの円滑な接続につながると思っています。

来年度、教育委員会は質の高い学びにすることについての指導方法について、そのモデル校を指定していくことを検討していただきたいということをお願いしまして所感とします。

○奈良教育長 ありがとうございます。

谷元委員、お願いします。

○谷元委員 私も、1月28日土曜日、「漢字をテーマに思いを伝える作文コンクール」表彰式・発表会に出席しました。

感想だけ述べたいと思います。どの作品も子どもたちの思いや感じた内容を子どもらしい感性で書かれた作文で、子どもたちから教えられたことが多くありました。子どもたちは、宝石で言えば今は原石のようなものです。親や兄弟、祖父母、友達、先生、地域の人たちなど様々な人から影響を受けながら、自分を磨き、周りの人たちから磨かれ、大きくなっていきます。そして、夢や希望に向かって歩んでいきます。子どもたちの将来が輝かしいものになることを願うばかり

です。子どもたちの素晴らしい作品の朗読を聞きながらこれからもこのようなコンクールを続けていただきたいと思います。これまでご苦勞いただいた関係者の皆様に感謝申し上げます。ありがとうございました。

1月30日の月曜日には、私も第四中学校の研究授業を参観に行きました。3年目の先生が1年生の社会科の授業を行いました。授業の大半がグループ学習で生徒たちの関係がとても良く、支援学級在籍の生徒も交えて話し合いや教え合いがあり、学び合いを目指した授業でした。指導者は授業の中に積極的に話し合い活動を取り入れようとしていましたが、自分で考える時間をあまり与えず、何を話し合うのかが曖昧なままグループ学習をさせているように見受けられました。自己の考えを広げ、深めることが対話的な学びであると言われていました。話し合い活動をさせるだけで対話的で深い学びができるものではありません。「主体的、対話的で深い学び」であるアクティブラーニングの、どのように学ぶか学習の在り方についてまだまだ研究実践をしてほしいと思いました。第四中学校の校長先生はリーダーシップを発揮され、教科会を定期的に行っているとのことでした。今回の研究授業も社会科の教員が意見を出し合い作成した指導案であると言われていました。まだ、経験不足などもあるので、今後も実践研究を続けていただきたいと思います。

その後の、研究協議会では大阪教育大学の浅水先生が指導・助言をされ、その後いじめ問題についての講演会がありました。いじめの加害者への指導はなぜやったのか理由を問うことではなく、何をしたのか行動を問題にすることである。動機よりも行動を問題にすることが大切であると、具体例を挙げながら話されていました。いじめの発生は、加害者、被害者の存在だけでなく、観衆の数と傍観者の態度に大きく影響されること。観衆が多ければ多いほど、加害者はクラスの支持を得ていると感じていじめをエスカレートさせること。傍観者が加害者に好意的で加害者を恐れている場合、傍観者の存在はいじめを助長させること。傍観者が加害者に冷淡な態度をとると傍観者の存在はいじめを抑制すると述べられました。

最後に平成27年度、大阪市教育委員会が策定した「大阪市いじめ対策基本方針～子どもの尊厳を守るために～」の紹介がありましたので一部を報告します。基本方針によりますと、回復すべきは人間関係よりも個人の尊厳であると書かれています。わかりやすく言い換えれば、加害児童・生徒との仲直りよりも、被害児童・生徒を助けることを優先する。集団づくりを至上の価値としがちな我が国の教育界に一石を投じています。いじめ対策として、当たり前のように、集団づくり、心の通う人間関係、学級の絆、等々、「集団」生活を強調する傾向が見られるが、いじめ対策の理念として強調すべきは、「集団」ではなく、「個人」の尊厳であると、すなわちいじめを受けた子どもの尊厳を守ることが最も重要なことであるということです。横浜や沖縄でも個人の尊厳を冒すような行為がメディアにも取り上げられ問題になっております。枚方市は平成26年7月に枚方市いじめ防止基本方針を策定し、いじめ防止やいじめ対策に取り組んでいます。枚方の子どもたちが笑顔があふれ、健やかな毎日が過ごせるようによろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○奈良教育長 ありがとうございました。

それでは、事務局からの報告案件ですが、案件1について説明をお願いします。

小菅教育総務課長。

○小菅教育総務課長 それでは、案件1、小中学校教育用ICT機器等整備事業につきましてご説明いたします。

協議会資料の1ページをごらんください。

1. 政策等の背景・目的及び効果でございますが、国は、第2期教育振興基本計画において、平成29年度までに児童・生徒3.6人に1台の教育用コンピュータの整備を目標に掲げております。また、子どもたちの情報活用能力の育成やアクティブラーニングの視点にたった新たな学びを進めるうえで、ICTを活用していくことが重要であると示されております。

本市では、現在、小中学校のコンピュータ教室に児童・生徒用のパソコンなどICT機器を整備していますが、子どもたちの主体的・協働的な学びを進め、情報活用能力をさらに育むため、より効果的な教育用ICT機器の整備を推進するものでございます。

2. 内容でございますが、(1) ICTを効果的に活用するための環境整備につきましては、小中学校のコンピュータ教室の機器の更新に合わせ、タブレット型パソコンを計画的に整備いたします。また、タブレット型パソコンを効果的に活用するため、専用サーバの設置や、授業を支援するソフトウェア、パソコン教室等への無線LAN環境の構築、その他周辺機器の整備を行ってまいります。

(2) ICT支援員の配置につきましては、タブレット型パソコンなどのICT機器を教員が効果的に活用するため、授業づくりや教材作成の支援を行うICT支援員を2名配置いたします。

(3) ICT機器を活用した教育の推進体制の構築につきましては、ICT機器を活用した教育の推進を図るため、教育委員会内にその推進体制となるICT教育推進チーム会議を設置いたします。また、ICT機器を活用した教育のサポート体制の充実を図るため、業者委託によるICTサポート員を全小中学校に派遣し、ICT機器を活用した授業のサポートを行ってまいります。

2ページをごらんください。

参考といたしまして、タブレット型パソコンの整備スケジュールをお示ししております。小学校では現在、コンピュータ教室におきまして、15校にタブレット型パソコンを40台ずつ設置しており、残る30校につきましては、ノート型パソコンを20台設置しております。本事業の推進を図ることで、平成29年度に小学校30校にタブレット型パソコンを各40台設置し、全小学校において児童1人1台のパソコンを使える環境を構築いたします。また、指導用タブレット型パソコンを各校に5台設置いたします。さらに、平成31年度には指導用タブレット型パソコンを6台に増設するとともに、グループ学習などで学習をできる協働学習用タブレット型パソコンを各校10台配置いたします。

次に、下段の中学校では、現在コンピュータ教室にノート型パソコンを40台設置しております。ノート型パソコンについては、平成29年度も引き続いて使用し、これに加えて先行実施の2校において、指導用タブレット型パソコン5台と協働学習用タブレット型パソコン40台を設置し、平成31年度は全19校に指導用タブレット型パソコン9台と協働学習用タブレット型パソコン40台を

設置いたします。

3. 実施時期等でございますが、パソコンの更新に合わせ平成29年9月からの整備開始を予定しております。

4. 総合計画等における根拠・位置付け及び、5. 関係法令・条例等につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

6. 事業費・財源及びコストでございますが、事業費として3億7,677万2,000円を、財源といたしまして国の公衆無線LAN環境整備支援補助金547万3,000円を見込んでおります。なお、参考として今後の予定をお伝えしております。

以上、簡単ではございますが、案件1の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○奈良教育長 この件についてご意見、ご質問等ありますか。

神田委員。

○神田委員 2ページの(参考)タブレット型パソコンの整備スケジュールですが、平成31年度に中学校はコンピュータ室には今のパソコンに加え、タブレット型パソコンを40台、併用するということでしょうか。

○奈良教育長 小菅教育総務課長。

○小菅教育総務課長 そのとおりでございます。

○神田委員 もう1点、来年度から小学校45校全校にタブレット型パソコンが揃うということですが、この後の事務の点検・評価とも関連するんですけれども、現在15校のタブレット型パソコンの整備された学校の使用状況はいかがだったでしょうか。

○小菅教育総務課長 今現在どの程度かというのは持ち合わせておりませんが、教育委員会で情報資産の管理サーバを設置しておりますので、それによって稼働時間等がわかるようになっております。そこも検証していきたいと思っております。

○神田委員 それに関連しますけれども、1ページ目の政策等の背景・目的及び効果の中で、3行目に「情報活用能力の育成やアクティブラーニングの視点にたった～」というのがありますが、昨年度も申しましたけれども、枚方市の小中学校で情報活用能力というものをどのレベルまで育成していくのかというところ、この15校の配置状況等を踏まえながら、来年度全小中学校でスムーズにレベルを知りながら、指導に活用できるようにしていただけたらなと思っております。

○奈良教育長 ほか、ご意見、ご質問ありますか。

本件に対するご意見、ご質問はこの程度にとどめます。

続きまして、案件2について説明をお願いします。

兼瀬教育環境整備室課長。

○兼瀬教育環境整備室課長 次に、案件2、枚方市学校規模等適正化基本方針【改訂版】(素案)につきましてご説明いたします。

お手元の資料をごらんください。

1. 政策等の背景・目的及び効果でございますが、本市教育委員会では、少子化に伴う児童・生徒数の減少が予測される中で、学校の将来における適正な配置等の在り方について、枚方市学

校規模等適正化審議会に諮問し、平成28年3月に同審議会から答申を受けました。今回、審議会答申を踏まえるとともに、検討対象校とされた校区等で実施した説明会におけるご意見等を参考に「枚方市学校規模等適正化基本方針【改訂版】（素案）」をとりまとめましたのでご報告するものでございます。

次に、2. 内容につきましては、別添1をごらんください。

2枚めくっていただきまして、目次をごらんください。

基本方針（素案）は、第1 市立小中学校の現状、第2 学校規模等の適正化の必要性、第3 学校規模等の適正化に関する基本方針の3部構成としております。

改訂内容につきましては、別添2の主要な改訂部分の新旧対照表によりご説明いたします。

別添2をごらんください。

右側が現行、左側が改定後で、下線部が改定箇所でございます。

2. 通学区域につきましては、平成24年度からの「一小一中」の接続関係の改善の取り組みの進捗状況にあわせまして内容を改めるものでございます。改定後の2行目のとおり、平成24年度に山田小学校など4校、また、平成25年度に川越小学校、平成26年度には樟葉南小学校について、「一小一中」の接続関係への改善を行った結果、小学校45校のうち44校が「一小一中」となっており、残る1校（蹉跎小学校）において、児童が複数の中学校に分かれて進学している、と改めるものでございます。

2ページをごらんください。

第2 学校規模等の適正化の必要性につきましては、現行では主に「一小一中」の接続関係の改善に関する取り組みの必要性について示しておりましたが、改定後につきましては4行目から記載しておりますとおり、主に小規模校の課題解消に向けた内容に改めるものでございます。

3ページをごらんください。

2. 適正化の実施でございますが、ここからは基本的に答申の内容を引用したものになります。

(1) ①学校規模についてでございますが、小規模校、大規模校、過密校につきましては、表現を改めております。また、ア. 小規模校につきましては、今後、児童生徒数が減少することにより、一層増加すると予測され、子どもたちの良好な学習環境を確保し、学校運営に支障をきたすことのないよう、小規模校の解消を最優先課題と位置づけ取り組む必要がある。

このため、中長期的な視点に立ち、学校統合を中心に据え、課題解消を図るものである。

なお、学校統合の検討にあたっては、子どもたちの夢や元気につながるよう、新しい学校を築いていく観点で、教育現場や保護者・地域の方々の意見も踏まえながら進めるものでございます。

また、方策については、学校統合を基本とするが、必要に応じて通学区域の変更も視野に入れた検討を行うこととしております。この2行につきましては、答申には記載されておりませんが、学校統合を行った際に通学路が他校区を横切ることとなる地域があり、答申ではその一部の地域を他校区へ編入することも視野に入れた検討を行うことが示されていることを踏まえたものでございます。

次に、イ. 大規模校につきましては4ページをごらんください。

全市的な少子化傾向により、将来的には適正規模の範囲内に向かうものと予測されることから、

それまでの間は、学校の実情に応じた適切な支援策を講じる必要がある。

ウ．過密校につきましては、将来の状況を踏まえる中で、通学区域の変更や校舎の増築等による解消策を検討する必要がある、としております。

次に、②学校統合についてでございますが、ア．学校統合について検討の対象とする学校の要件といたしまして、次の項目に該当する学校を学校統合の検討の対象とする。答申で示された検討対象校は小学校9校、中学校2校となっている。

(a) 平成27年度から平成35年度までの推計において小規模校となる小学校及び中学校で、平成55年度までの将来推計においても、児童生徒数の増加により適正規模の範囲内になる見込みがないこと。

次に(b) 通学区域内において、大規模または複数の新規住宅建設が将来的にも予定されていない、或いは予定されている場合であっても、新規住宅建設に伴う児童生徒の転入により当該学校が適正規模の範囲内になるほどの増加がないと予測されることとしております。

イ．学校統合の取り組みにつきましては、答申には記載されておりませんが、教育委員会としての考え方や方向性としてお示しするものでございます。

5ページをごらんください。

(a) 今後は、答申において「できる限り早期」に実施することとされた高陵小学校と中宮北小学校の方策に取り組んでいく。

次に(b) 答申における他の取り組み方策については、今後の児童生徒数の推移を注視するとともに個々の課題への対応を検討する中で、5年程度を目途として改めて示していくものでございます。

次に、ウ．学校統合にあたっての留意事項につきましては、学校統合にあたっては、次の点に留意しながら取り組む必要があるとし、

(a) 学校統合の進め方につきましては、i) 学校統合にあたっては、具体的な適正化方策を取りまとめた「実施プラン」を作成し、統合する3年前までを基本に「広報ひらかた」やホームページへの掲載、当該学校の保護者や地域コミュニティへの説明会等により公表し、オープンな形で進めていく。

ii) 当該学校の児童生徒や保護者、当該学校に関係する地域コミュニティなどへの十分な説明を行い、理解と協力を得ながら進めていく。

iii) 統合する学校間において、児童生徒や保護者・教職員の相互交流、合同行事の開催など、円滑な統合に向けた取り組みを進めていく。

iv) 学校統合にあたっては、保護者及び地域コミュニティ、学校、教育委員会等の代表者からなる「(仮称)統合協議会」を設置する。「(仮称)統合協議会」は、「基本方針」を踏まえ、新しい学校を築く観点で、統合に関する諸課題について協議・検討を行う。

6ページをごらんください。

本市教育委員会は、「(仮称)統合協議会」での協議・検討事項を踏まえ、統合の方策を決定するものでございます。

(b) 教育環境の充実につきましては、i) 統合校の施設・設備については、近年の教育内

容・教育方法の多様化や学校を取り巻く社会状況の変化、安全・防犯対策や地域との連携などへの適切な対応を考慮した整備を図る。

ii) 学校統合にあたっては、環境の変化による児童生徒の心のケアに配慮するとともに、教職員の適切な人事配置に努めていく。また統合後の新たな学校の円滑な運営や子どもたちの学習環境の充実について、万全の対策を講じる。

特に、配慮を要する児童生徒については、個のニーズに応じた支援に努めていくものでございます。

(c) 統合校の学校規模につきましては、隣接する学校と統合した場合において、常態的に大規模校とならないこととする。

(d) 通学距離等につきましては、通学距離に配慮した通学区域を設定していく。

また、通学路における安全性の確保に努めていくものでございます。

主要な改訂内容につきましては、以上でございます。

資料の1枚目にお戻りください。

ページ中ほどの3. 実施時期等につきましては、本年3月にパブリックコメントを1カ月間実施いたします。その後、6月に枚方市学校規模等適正化基本方針の改定を行う予定でございます。

4. 総合計画等における根拠・位置付け、5. 関係法令・条例等につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが案件2の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○奈良教育長 この件についてご意見、ご質問等ありますか。

神田委員。

○神田委員 改訂版の素案の7ページ、イ. 学校統合の取り組みの(b)の2行目に「個々の課題への対応を検討する中で、5年程度を目途として改めて示していく」とありますが、個々の課題への対応というのは、想定されるのはどのような内容でしょうか。

○奈良教育長 君家管理部長。

○君家管理部長 大きなところとしましては、小中一貫校の方策が示されておりますので、小中一貫校についてのメリット、デメリットなども含めた検知を行っていく必要があるということで考えております。

○神田委員 もう1点、ウ. 学校統合にあたっての留意事項の(a)学校統合の進め方についてのi)で、「「実施プラン」を作成し、統合する3年前までを基本に～」というのがありますが、ここから統合前の3年と考えていいのでしょうか。この後のコミュニティ等の説明とか、「(仮称)統合協議会」での協議・検討を踏まえた統合の方策等が出されるというのは、これは「実施プラン」を出されて3年を目途としてずっと進んでいる中で、このii)、iii)、iv)は3年以内に入っていると考えていいのでしょうか。

○奈良教育長 兼瀬教育環境整備室課長。

○兼瀬教育環境整備室課長 実施プランの作成につきましては、一定「(仮称)統合協議会」の設置が見込まれた段階であると考えておりますので、設置ができてからおおむね3年をかけて統合に向けた協議・検討を行っていくと考えております。

○奈良教育長 ほか、ご意見、ご質問等ありますか。

谷元委員。

○谷元委員 改定後の先ほどの別添2の2ページ目の、第2 学校規模等の適正化の必要性についてですけれども、中ほどに書いてあるように、「児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて～」とありますが、私も元校長としては、このことは非常によくわかる内容だと思います。そのために適正化も必要だと考えておりますが、ある校長から、1年生から6年生までずっと同じ1クラスでやっていくということは非常に課題が大きいと言われております。ただ、保護者や地域の方はこのことを課題だと思っておられるのか。説明会等でお話しされていると思うんですが、そこはどのように思われているのか、お聞かせ願えたらと思います。

○奈良教育長 兼瀬教育環境整備室課長。

○兼瀬教育環境整備室課長 答申でいただきました検討対象校11校プラス開催要望のあった1校、計12校の説明会に回らせていただいた際に、いきなり小規模校と言われてもやはり違和感、不都合を感じないという意見を多数いただいております。この件につきましては、小規模校のデメリットを説明しながら理解を得るよう努力を進めてまいりましたが、実感としてはまだ伝わっていないのかなという感じはいたします。

○奈良教育長 ほか、ご意見、ご質問ございますか。

吉村委員。

○吉村委員 今後の実施時期等の中で、3月のパブリックコメントの実施とありますが、期間的にはどれぐらいのスパンでお考えでしょうか。

○奈良教育長 兼瀬教育環境整備室課長。

○兼瀬教育環境整備室課長 予定では、3月1日から3月31日までの1カ月間を予定しております。

○奈良教育長 ほか、ご意見、ご質問等ありますか。

神田委員。

○神田委員 素案の3ページの第3 学校規模等の適正化に関する基本方針について、少し前から思っていたんですけれども、1行目に「子どもの健全育成や学習指導を第一義に～」とありますが、小規模校のメリット、デメリットを教育委員会としていろいろ考えていただいていると思うんですけれども、保護者、地域の方に内容を整理して説明していただく必要があると思います。あと、「教育環境面における公平性を確保し～」とありますが、ここの表現はわかりにくいところもありますので、保護者等の説明の中で、一番の方針であると思いますので、どのような内容で地域、保護者に説明するか、再度と思いますが検討していただけたらと思います。

○奈良教育長 ほか、ご意見、ご質問等ありますか。

本件に対するご意見、ご質問はこの程度にとどめます。

続きまして、案件3について説明をお願いします。

前村学校給食課長。

○前村学校給食課長 案件3、単独調理場の活用による第三学校給食共同調理場の老朽化対策事業につきまして、ご説明いたします。

協議会資料の5ページをごらんください。

1. 政策等の背景・目的及び効果でございますが、開設後45年が経過する第三学校給食共同調理場の老朽化対策を図るため、小学校の単独調理場6箇所を共同調理場または親子方式調理場として活用することで、合わせて5,000食程度の調理・配送能力を確保できるよう改築・改修等を行い、小学校給食の安定的・継続的な提供を確保するものでございます。

2. 内容及び実施時期等につきましては、別添資料をごらんください。

1. 概要といたしまして、第三学校給食共同調理場は、昭和46年4月の開設後45年を経過していることから、早急な老朽化対策を図るため、代替調理場の整備が喫緊の課題となっております。

このため、より効果的・効率的な整備を行う観点も踏まえた検討を進める中で、代替調理場については、新たな共同調理場を整備するのではなく、既存の学校敷地や単独調理場施設を活用し、整備に要する期間や経費の縮減を図ることとし、小学校の単独調理場6箇所について、1校を共同調理場、5校を親子方式調理場として活用することで、合わせて5,000食程度の調理・配送能力を確保できるよう改築・改修等を行うものでございます。

2. 整備内容につきましては、図にございますとおり、左側の共同調理場の蹉跎西小学校で配送校3校分の約2,000食を、右側の親子方式調理場5箇所配送校5校分の約3,000食を確保するものでございます。

(1) 共同調理場でございますが、蹉跎西小学校の単独調理場は、校舎建物の配置状況や敷地形状から、他の単独調理場よりも比較的大きな面積の調理場建物の整備が可能であるとともに、学校敷地との分離や公道からの接道が可能であるため、自校分を含め4校程度の給食2,500食の調理が可能な共同調理場として、改築による整備を行うものでございます。

(2) 親子方式調理場でございますが、校舎や調理場の配置状況から、親子方式での整備が比較的容易な小学校のうち、春日小学校及び藤阪小学校については、調理場の既存建物の長寿命化改修を行うとともにドライシステムを導入いたします。

また、桜丘北小学校、長尾小学校、招提小学校については、既存の調理場に配送校用のテナ保管庫を新設するものでございます。

2ページをごらんください。

上段の表には、整備対象とする小学校名、整備内容、整備対象面積、食数規模、配送校数及び都市計画法上の用途地域を掲載しておりますので、ご参照ください。なお、表の下の※でございますが、春日小学校及び桜丘北小学校については、住居系用途地域に所在することから、建築基準法第48条の規定に該当し、整備にあたっては公聴会の実施や建築審査会の同意を得るなどの手続きが必要となるものでございます。

3. 運営形態につきましては、このたび第三学校給食共同調理場の代替施設として整備する共同調理場及び親子方式調理場の運営形態については、他の単独調理場の運営形態とあわせて今後検討を進めてまいります。

4. 単独調理場の整備につきましては、昭和58年以前に開設したウェットシステムの単独調理場については、共同調理場と同様に老朽化対策とドライシステムの導入が必要で、第三学校給食共同調理場の老朽化対策事業が完了する平成31年度以降において、順次整備を進めていくことと

いたします。

その整備の順序については、今後の児童数の推移、学校施設整備計画との整合、当該単独調理場の老朽化の状況等を踏まえ判断することとし、今後、整備方針の策定に向けた検討を進めてまいります。

5. 第三学校給食共同調理場の跡地活用につきましては、第三学校給食共同調理場は、平成31年度末をもって廃止予定とし、その跡地活用については、全庁的な検討を行ってまいります。

3ページをごらんください。

この表は、平成28年度から平成34年度までの各調理場の今後の食数推移の見込みと配送校の組み合わせ（案）をお示しするものでございます。

なお、表の下の※でございますが、平成30年度、31年度の第三共調からの配送校の網掛けは、整備対象校について整備期間中の配送を行うことを示しております。

なお、香里小学校については、別案件にて単独調理場の整備を報告するものですが、本表に併せて記載しております。

4ページをごらんください。

調理場の配置図（案）でございますが、中央の★が第一学校給食共同調理場と第三学校給食共同調理場、◎が単独調理場校、◆が第三学校給食共同調理場からの配送校、■が第一学校給食共同調理場からの配送校でございます。また、学校名を太い黒枠で囲っているものが今回の整備対象の小学校、細い黒枠で囲っているものが配送校、点線の矢印は配送元の親校から配送先の子校への組み合わせをお示しするものでございます。

次の、5ページから10ページまでは整備対象の学校の施設配置図で、太枠で網掛けの部分が調理場でございます。

11ページをごらんください。

整備スケジュール（案）をお示ししておりますので、ご参照ください。

恐れ入りますが、協議会資料の5ページにお戻りください。

ページ中ほどの3. 総合計画等における根拠・位置付け及び、4. 関係法令・条例等につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

5. 事業費・財源及びコストにつきましては、約14億5,400万円で、内訳といたしまして、整備工事費約12億9,000万円、設計費約6,400万円、備品購入費等で約1億円を見込んでおります。また、財源につきましては、学校施設環境改善交付金約1億2,530万円を改築による整備を行う蹉跎西小学校分として見込んでおります。

6ページに、今後の予定をお示ししておりますので、ご参照ください。

以上、簡単でございますが案件3の説明とさせていただきます。

○奈良教育長 この件についてご意見、ご質問等ありますか。

神田委員。

○神田委員 今後のことですが、別添資料3ページ、平成31年度に第一共同調理場と整備対象校の6校は、それに基づく配送校で整っていくと思うんですけども、第一共同調理場が9校で6校の配送合わせて14校ということは、あとの22校については単独調理場ということですか。

- 奈良教育長 前村学校給食課長。
- 前村学校給食課長 これ以外に蹉跎西小学校から3校、それと春日小学校から招提小学校までの5校でそれぞれ1校ずつ配送を行います。
- 神田委員 そうしますと、今単独調理場は何校ですか。
- 前村学校給食課長 現在、単独調理場は28箇所ありまして、そのうち昭和58年以前のウェットシステムの調理場が21箇所あります。
- 神田委員 今後、そうすると枚方市は、この3つのパターンで進んでいくということでしょうか。
- 前村学校給食課長 共同調理場と親子方式調理場と単独調理場の3つです。
- 神田委員 ここがずっと、当面ということですね。
- 前村学校給食課長 そうですね。今後の予定としてはそのように整備していくことにしております。
- 奈良教育長 ほか、ご意見、ご質問等ありますか。
- 本件に対するご意見、ご質問はこの程度にとどめます。
- 続きまして、案件4について説明をお願いします。
- 前村学校給食課長。
- 前村学校給食課長 案件4、香里小学校施設整備に伴う学校給食調理場改修事業につきまして、ご説明いたします。
- 協議会資料7ページをごらんください。
1. 政策等の背景・目的及び効果でございますが、香里小学校の単独調理場は、開設後42年が経過し老朽化対策が課題となっております。しかし、校舎建物に近接した配置となっていることから、その整備にあたっては仮設教室を設置する必要がございます。
- 一方、校舎建物については、現在、「枚方市学校施設整備計画」に基づく施設整備事業を実施しているところでございます。これに伴い仮設教室が設置されることを踏まえ、単独調理場について校舎建物等に併せた一体的な整備を図ることにより、効果的・効率的な調理場整備を行うものでございます。
2. 内容及び実施時期等といたしまして、整備内容は長寿命化改修、整備対象面積は286㎡、食数規模は800食、運用開始は平成32年度としております。なお、運営形態につきましては、他の単独調理場の運営形態とあわせて今後検討を進めてまいります。
3. 総合計画等における根拠・位置付け及び、4. 関係法令・条例等につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。
5. 事業費・財源及びコストにつきましては、約1億6,200万円で、内訳といたしまして、整備工事費約1億3,500万円、設計費約700万円、備品購入費等約2,000万円を見込んでおります。
- なお、次ページ以降に今後の予定、香里小学校校舎等配置図及び整備スケジュール（案）を示しておりますので、あわせてご参照ください。
- 以上、簡単ではございますが案件4の説明とさせていただきます。
- 奈良教育長 この件についてご意見、ご質問等ありますか。
- ご質問等がないようですので、本件については、説明の聴取程度にとどめます。

続きまして、案件5について説明をお願いします。

大船教職員課長。

○大船教職員課長 続きまして、案件5、教職員の給与改定について、ご説明いたします。

協議会資料11ページをごらんください。

1. 政策等の背景・目的及び効果ですが、本市の教育職給料表につきましては、府費負担教職員である小中学校の教諭等に適用される大阪府の教育職給料表に準じた取り扱いとしておりますが、平成28年12月に大阪府の教育職給料表が改定されたことに伴い、本市の教職員給料表についても改定を行うものでございます。

2. 内容でございますが、1点目は給料表の改定です。大阪府職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に準じ、本市職員に適用する給料表を改定いたします。

2点目は、給料月額調整です。現在、教育職給料表2級及び3級の適用を受ける職員で、今回の教職員給料表の改定により給料月額の調整が必要となる職員に支給される平成29年3月分の給料月額において、教職調整額を除く給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に100分の0.3を乗じて得た額に、平成28年4月から平成29年2月までの月数を乗じて得た額に相当する額を減額して支給をいたします。

3. 実施時期等ですが、平成29年3月1日付で給料表の改定を予定しております。

4. 総合計画等における根拠・位置付け及び5. 関係法令・条例等は記載のとおりでございます。なお、今後の予定としましては、平成29年2月15日の文教委員協議会で提案する予定でございます。

以上、簡単ではございますが教職員の給与改定についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○奈良教育長 この件についてご意見、ご質問等ありますか。

ご質問がないようですので、本件については、説明の聴取程度にとどめます。

続きまして、案件6について説明をお願いします。

狩野児童生徒支援室課長。

○狩野児童生徒支援室課長 次に、案件6、在日外国人教育補助金の廃止につきまして、ご説明いたします。

お手元の協議会資料13ページをお開きください。

1. 政策等の背景・目的及び効果でございますが、本市では枚方市補助金等交付規則及び枚方市在日外国人教育に関する補助金交付要綱に基づき、学校法人 大阪朝鮮学園 城北朝鮮初級学校に対し補助金を支給してまいりました。

しかし、平成28年3月に文部科学大臣から大阪府知事に対して、「朝鮮学校に係る補助金交付に関する留意点について」が通知され、政府としては、朝鮮学校は、北朝鮮と密接な関係を有する団体である朝鮮総聯が、教育内容、人事及び財政に影響を及ぼしているものと認識しており、については、各地方公共団体には、補助金の趣旨・目的に沿った適正かつ透明性のある執行の確保及び住民への情報提供を適切に行うよう依頼がありました。

本市におきましては、このたび事務事業・補助金の見直しを行う中で、本通知を踏まえ精査を

行いました結果、社会情勢や他市の状況及びこの間の支給状況に鑑み、在日外国人教育補助金制度の廃止を行うものでございます。

2. 内容につきましては、学校法人 大阪朝鮮学園 城北朝鮮初級学校に支給しております、在日外国人教育補助金30万円を廃止するものでございます。

3. 実施時期等でございますが、平成29年3月末をもって在日外国人教育補助金の廃止を予定しております。

4. 総合計画等における根拠・位置付け及び、5. 関係法令・条例等につきましては記載のとおりでございます。参考として今後の予定を記載しております。

以上、甚だ簡単ではございますが、在日外国人教育補助金の廃止についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○奈良教育長 この件についてご意見、ご質問等ありますか。

吉村委員。

○吉村委員 参考までに、近隣の市町の動きがわかりましたら教えていただきたいと思ます。

○奈良教育長 狩野児童生徒支援室課長。

○狩野児童生徒支援室課長 近隣の北河内4市につきまして、ご説明いたします。

守口市では、本市と同じように廃止をする予定でございます。大東市及び門真市では、現在のところ外国人学校に在籍している個人に対して支給をする予定でございます。寝屋川市では、現在のところ例年どおり予算を確保される上で、個人支給を考えていくという状況でございます。

以上でございます。

○奈良教育長 北河内7市のその他の市はどうでしたか。

○狩野児童生徒支援室課長 すみません。四條畷市及び交野市につきましては、補助対象児童・生徒が在籍しておりませんので、執行されておられません。

○奈良教育長 ほか、ご意見、ご質問等ありますか。

本件に対するご意見、ご質問はこの程度にとどめます。

続きまして、案件7について説明をお願いします。

奥野社会教育課長。

○奥野社会教育課長 次に、案件7、児童の放課後の過ごし方に関する調査結果報告について説明をさせていただきます。

協議会資料の14ページをごらんください。

初めに1. 政策等の背景・目的及び効果ですが、国の「放課後子ども総合プラン」では、本市における「留守家庭児童会室」に相当する「放課後児童クラブ」と、本市における「放課後自習教室」のような全児童を対象として放課後の子どもの学習支援や様々なプログラムを提供する「放課後子供教室」を一体的に運営し、総合的な放課後対策を実現することが示されており、本市においても今後この方向で検討を進めたいと考えております。

そこで、今後本市における全児童を対象とした放課後対策について検討を進めるにあたり、児童の放課後の過ごし方と、放課後対策に係るニーズを把握するため、児童とその保護者を対象にアンケート調査を実施いたしましたので、その結果を報告させていただきます。

次に2. 内容ですが、16ページから掲載しております別添資料、児童の放課後の過ごし方に関する調査結果報告書（概要）をごらんください。

こちらは、調査結果の概要をまとめたものになります。

まず、I. 調査の概要ですが、（1）目的につきましては、ただいま案件資料のほうで説明したとおりです。（2）対象（3）調査方法ですが、市立小学校全45校の小学2年生及び4年生のうち、各1クラスの児童及びその保護者（小学2年生1,264人とその保護者、小学4年生1,300人とその保護者）を対象といたしました。（4）実施時期は記載のとおりで（5）回収結果につきましては、児童は小学2年生、4年生とも90.5%、保護者は2年生の保護者が90.1%、4年生の保護者が90.0%でございました。

それでは、17ページに移っていただき、II. 調査結果の概要をごらんください。

（1）子どもの放課後や休日の過ごし方から説明させていただきます。最初に①留守家庭児童会室についてですが、2年生の約3割、4年生の約1割5分が通っており、そのうち、2年生の約6割5分、4年生の約5割が週に5日通っております。

次に、②放課後自習教室につきましては、2年生の約3割5分、4年生の約2割が通っており、そのうち2年生の約6割5分、4年生の約5割が週に1日通っております。

続いて、③学習塾ですが、平日、2年生の約2割、4年生の約2割5分が学習塾に通っており、そのうち、2年生の約7割5分、4年生の約5割5分が週に2日通っております。

④習い事につきましては、2年生・4年生とも平日約7割5分の児童が何らかの習い事に、土・日曜日につきましては、2年生の約4割5分、4年生の約5割の児童が何らかの習い事に通っているという結果となっております。習い事の中身といたしましては、表にございますように水泳が実数で849人と最も多く、ピアノ等鍵盤楽器が509人、英会話教室378人、そのほか書道、そろばん、サッカー・フットサルなどが多くなっています。習い事を通じて保護者が子どもに身に付けさせたいと望むものは、18ページのグラフのとおりとなっております。

次に、⑤子どもいきいき広場については、2年生の約5割、4年生の約4割5分の児童が参加しており、そのほとんどが「ときどき行っている」と回答しております。

⑥から19ページの⑩までにつきましては、ただいま説明させていただいた留守家庭児童会室や学習塾、習い事などに行っていない時の児童の放課後の過ごし方について、結果の概要を書いております。

それでは、次に（2）これからの子どもの放課後の過ごし方についての希望についてですが、こちらは①自宅での勉強から、20ページの⑭テレビ・ビデオ観賞まで全14項目にわたりまして、今後「増やしたい」「少し増やしたい」「今までどおり」「少し減らしたい」「減らしたい」の希望について児童、保護者それぞれ同じ内容で回答を求めたものですが、そのうち①自宅での勉強、⑫テレビゲーム等、⑬テレビゲーム等を除く室内遊び、⑭テレビ・ビデオ観賞につきまして、児童と保護者の間で意識のずれが見られました。

続きまして、21ページをごらんください。

（3）放課後プログラムに対するニーズについてですが、①放課後プログラムの中身に関するニーズにつきましては、最も高いニーズは「運動場・体育館・自習室の開放」で、児童で40.0%、

保護者で59.8%という結果となりましたが、保護者向けアンケートの自由記述欄にも同様の要望が多く記載されていました。なお、ニーズといたしましては、児童では次に「各種スポーツ活動」「各種体験活動」が、保護者では「宿題・補習」「各種スポーツ活動」が続いております。

次に②スポーツ活動の種目に関するニーズにつきましては、児童と保護者で順位の前後はあるものの、「ドッジボール」「陸上競技」「器械体操」「バドミントン」などのニーズが高いという結果となっております。

続きまして、22ページ、③放課後プログラムへの児童の参加を判断する保護者の基準については、「子どもが行きたいと望むかどうか」「子どもが安心・安全に過ごせるかどうか」の基準を選択した保護者が多くおられました。

最後に④になりますが、平成29年度以降順次5年生、6年生が留守家庭児童会室の入室対象となることに関連いたしまして、現在留守家庭児童会室に通う児童とその保護者に5年生以降の留守家庭児童会室への入室の意思を聞いたところ、児童のうち、5年生時以降も留守家庭児童会室への入室を希望する児童は約3割で、5・6年生とも「行きたくない」と考えている児童は約4割、保護者は約5割が行かせたいと望んでおり、「行かせない」との意見は約3割となるなど、保護者の方が入室を積極的に希望しているということがわかりました。

協議会資料14ページにお戻りください。

3. 今後の取り組みですが、調査結果を踏まえた今後の全児童を対象とした放課後対策について広く意見聴取を行い、放課後対策の具体化に向けて検討を進めてまいります。

4. 実施時期等（今後の予定）につきましては、2月の文教委員協議会終了後に市のホームページ等を通じて広く市民に調査結果を公表いたします。

5. 総合計画等における根拠・位置付け、6. 関係法令・条例等、次のページに移りまして、7. 資料につきましては記載のとおりとなっております。

その下に参考といたしまして、今後の予定を掲載しております。なお、調査結果の詳細につきましては、別添参考資料といたしまして、調査結果報告書の本編を配付させていただいておりますので、ごらんいただければと思います。

以上、甚だ簡単ですが、児童の放課後の過ごし方に関する調査結果報告についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○奈良教育長 この件についてご意見、ご質問等ありますか。

神田委員。

○神田委員 今後、全児童の放課後の過ごし方を考えていかなければならないということで、非常に貴重な結果報告だと思います。その中で、現在留守家庭児童会室に通う児童とその保護者に5年生以降の留守家庭児童会室への入室希望のニーズに差がある部分ですが、まだ不特定だと思うんですけども、留守家庭児童会室が確保できるのかどうかの見通しはどうでしょうか。

○奈良教育長 精木放課後子ども課長。

○精木放課後子ども課長 この1月末現在、入室希望申込者が4,411人でした。昨年が3,906人なので、現時点でおよそ500人以上多く入室の希望をいただいております。昨年度より学校等に現状の入室状況の入室率を踏まえて協議等お願いにまいりまして、一旦そこで締め切らせていただい

て臨時定員等を設定していただいて受け入れの態勢をつくりませんが、1月末までの児童に関しては受け入れられるということで、今準備を進めているところです。

○奈良教育長 吉村委員。

○吉村委員 今後、調査をして報告という形で、それぞれの具体的な検討に移っていくと思いますが、おそらく5、6年生の児童・保護者の希望として少し低くなっているというのは、新たにということが理由かと思うんですけれども、教育委員会として、今後の見通しも含めて考え方を今の段階で構いませんのでお聞かせください。

○奈良教育長 中路社会教育部長。

○中路社会教育部長 1つは、留守家庭児童会室の対象年齢の拡大については、規定方針でございますので、基本的には進めていくということになります。ただ、アンケート調査でもございましたように、児童と保護者の5、6年生におけるところの入室の考え方については、微妙な差があるということでございます。ただ、来年度の取り組みといたしましては、留守家庭児童会室施策と全児童を対象とした施策ですね、放課後の全児童対策と言われるもの、これは一体的に検討していく必要があるだろうということで、こういうアンケートの報告や教育委員会としての案もお示ししながら幅広い検討機会を設けて、その一体的な在り方について検討して具体化できるものから具体化していくというような展開になると考えております。

○奈良教育長 ほかにご意見、ご質問ありますか。

本件に対するご意見、ご質問はこの程度にとどめます。

続きまして、案件8について説明をお願いします。

五島スポーツ振興課長。

○五島スポーツ振興課長 続きまして、案件8、枚方市スポーツ推進計画（案）について、ご説明いたします。

資料の23ページをごらんください。

初めに、1. 政策等の背景・目的及び効果でございますが、枚方市スポーツ推進計画の策定について、平成28年6月に枚方市スポーツ推進審議会に対して行った諮問に対し、平成28年11月に同審議会から答申を受けました。それを踏まえ、教育委員会として「枚方市スポーツ推進計画（素案）」を作成し、平成28年12月1日から20日まで、パブリックコメントを実施いたしました。

この度、パブリックコメントの結果と、その結果を踏まえた「枚方市スポーツ推進計画（案）」を作成いたしましたので、報告するものでございます。

次に、2. 内容でございますが、お手数ですが資料をめくっていただき、別添資料の「枚方市スポーツ推進計画（素案）」についてのパブリックコメント（結果公表）をごらんください。

意見募集期間は平成28年12月1日から20日まで、意見募集方法は市のホームページ及び各スポーツ施設、各支所等へのアンケート回収箱による回収、FAX等による意見募集です。意見提出者数については27人で、内訳として個人が25人、団体が2団体となっております。提出意見数は45件で、そのうち公表意見数は41件、その他意見としまして4件いただきました。いただきましたご意見の多くは、本計画で示した方向性を踏まえた具体的なサービスや施設の整備や充実を求めるご意見で、本計画で示した方向性を否定的に捉えたご意見はなく、またご意見に基づく本計

面の修正はございません。

それではここで、いただいたご意見ですが、第1章 計画の基本的な考え方に対するご意見が2件、第2章 スポーツを取り巻く環境に対するご意見として1件、第3章 枚方市のスポーツ推進に向けた取り組みに対するご意見として34件、第4章 計画の推進に対するご意見として1件、資料編に対するご意見として1件、素案全体を通してのご意見として2件、またその他として本計画の内容に触れない意見が4件ございました。いただきました意見は以上でございます。

続きまして、別紙の枚方市スポーツ推進計画（案）について、ご説明させていただきます。

こちらが、パブリックコメントの結果を踏まえたもので、文教委員協議会においてスポーツ推進計画（案）としてお示ししたいと考えているものでございます。

それでは、資料に戻っていただきまして、3. 実施時期等ですが、本年3月に開催されます教育委員会定例会の議決を得て、枚方市スポーツ推進計画を策定する予定でございます。

4. 総合計画等における根拠・位置付け、5. 関係法令・条例等、6. 資料についてはごらんのとおりでございます。

最後に参考まで、今後の予定でございますが、2月15日に開催されます文教委員協議会で本日も説明いたしました内容を報告した後、市ホームページによりパブリックコメントの結果公表を行う予定でございます。そして、3月に開催されます教育委員会定例会を経て、枚方市スポーツ推進計画を策定する予定でございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、ご説明は以上でございます。

○奈良教育長 この件についてご意見、ご質問等ありますか。

谷元委員。

○谷元委員 パブリックコメントのご意見を見ていまして、29ページに「テニスコート使用料のシニア及び子ども割引を検討していただきたい」とあって、「細かなご意見につきましては、今後検討します」ということです。枚方市のスポーツ推進については、やはり誰もが生涯にわたってスポーツに親しむ、健康増進というのが目的、基本理念とされていますので、シニア等を利用しながらスポーツを楽しむ、親しむというのが健康増進にも繋がると思います。ですから、ここもまた検討していただいて、スポーツしやすいようなことをしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○奈良教育長 五島スポーツ振興課長。

○五島スポーツ振興課長 現在、市のスポーツ施設の体育館につきましては、60歳以上につきましては、半額の料金になっております。ただ、グラウンドやテニスコートにつきましては、今後検討させていただきたいと考えております。

○奈良教育長 吉村委員。

○吉村委員 1つは、推進計画の29ページの（3）障害者スポーツとあるんですけども、基本的には「障害者スポーツ」という名称のスポーツはないと理解していて、「障害者のスポーツ」ということで、この「の」が入るかどうかというのはすごく大きな違いです。要するにノーマライゼーションの基本から言うと、スポーツに関しては、障害者であろうが高齢者であろうが子どもたちであろうが、スポーツという捉え方をしているというのが、今の流れになっていると思いま

すので、このことを少しお考えいただきたいと思います。

それから、もう一つですね、今、障害者のスポーツ関係の中で「アダプティブスポーツ」という表現がよくされています。これは、障害の有無に関わらず、例えばルールや用具などを工夫することによってスポーツが身近なものになるという用語です。この計画等の中にはその用語が出てきていないので、パラリンピックで活躍された方を呼んで、講演の機会もあるということも聞いておりますので、できましたら枚方市としても、今の言葉はどこかで使われる方がいいかと思っております。以後の3月に出される時にはどこかの箇所に括弧書きで「アダプティブスポーツ」という表現を入れておかれると、枚方市がより幅広いスポーツに対して考えを持っていると思われるのではないかと考えておりますが、どうでしょうか。

○奈良教育長 五島スポーツ振興課長。

○五島スポーツ振興課長 今いただきましたご意見につきましては、本計画にどう反映させていたどうかということを前向きに考えていきたいと思っております。

○奈良教育長 ほか、ご意見、ご質問等ありますか。

本件に対するご意見、ご質問はこの程度にとどめます。

続きまして、案件9について説明をお願いします。

松井中央図書館副館長。

○松井中央図書館副館長 それでは、案件9、第3次枚方市子ども読書活動推進計画（案）について、説明いたします。

33ページをお開きください。

1. 政策等の背景・目的及び効果についてです。子ども時代の読書は、言葉を学び、創造力を豊かなものにし、読書の楽しみを知るとともに、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。子どもたちがあらゆる機会と場所において自主的に読書活動を行うことができる環境の整備を一層推進するため、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条に基づき、第3次枚方市子ども読書活動推進計画を策定するものです。

なお、策定にあたり、第3次枚方市子ども読書活動推進計画（素案）を作成し、12月1日から20日までパブリックコメントを実施しました。この度、パブリックコメントの内容等を反映した「第3次枚方市子ども読書活動推進計画（案）」がまとまりましたので、報告するものです。

2. 内容についてご説明いたします。35ページの参考資料1「第3次枚方市子ども読書活動推進計画（素案）」についてのパブリックコメント（結果公表）をごらんください。3人の方から5件のパブリックコメントをいただきました。1件目、「妊娠期から啓発活動をするべきである」とのご意見に対し、「枚方市の考え方は素案の趣旨と同じでありますので、素案のとおり実施する」としております。2件目、アミューズメント施設での絵本の読み聞かせ等のご意見に対しては、「著作権元の関係等課題がございますが、民間事業者との連携について今後検討する」としてしております。3件目、「年長の子どもの読書時間の確保のためには、学校からの働きかけが重要である」とのご意見に対し、「素案の趣旨と同じでございますので、素案のとおり実施する」としてしております。裏面をごらんください。4件目、「学校訪問おはなし会が以前に比べ縮小されて残念」とのご意見に対しましては、「従前は学校によって訪問おはなし会の回数に差がご

ございましたが、現在は希望する全小学校に対し年1回学校訪問おはなし会を実施している」として
しております。5件目、「図書館全職員が児童サービスに対して意識を高めるべき」とのご意見に
対し、「素案に記載しているとおりの職員の人材育成に努める」としてしております。

次に、37ページ、参考資料2 第3次枚方市子ども読書活動推進計画（素案）と（案）の対照
表をごらんください。

パブリックコメントを受けて加筆修正した箇所はございませんが、市議会等での質疑を踏まえ
て6箇所の加筆修正をいたしました。第1章3. 枚方市の小中学生への読書アンケートの結果分
析において、加筆修正を行いました。子どもの不読率について平成23年度と28年度のアンケート
調査結果の数値を記載し、第2次枚方市子ども読書活動推進計画の成果を示すとともに、全国平
均には及ばない結果となっていることを明記しました。第4章 課題1. 読書をとおして生きる
力を育成の説明文において、「家読（うちどく）やビブリオバトルの普及を図り、読書をととし
て家族や友人とふれあう喜びを知ることにより、読書意欲の向上をめざす」ということを加筆い
たしました。なお、「家読（うちどく）は、「家族ふれあい読書」の略語で、家族みんなで読書
をすることで「家族のコミュニケーション」を深めることを目的とした読書運動のことでござい
ます。以下、4箇所の加筆修正箇所はありますが、いずれも平成23年度と28年度の不読率の比較
や家読の普及に連動した加筆修正でございます。

次に、別添の参考資料3 第3次子ども読書活動推進計画（案）をごらんください。

素案を加筆修正した箇所に網掛けを施しております。

33ページに戻っていただきまして、対象及び実施期間についてございますが、本計画の対象は
子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、おおむね18歳以下の子どもといたします。実施
期間は平成29年度～平成33年度の5年間でございます。

4. 実施時期等といたしまして、平成29年2月にパブリックコメントの結果公表を実施したい
と考えております。平成29年3月には策定公表をする考えでございます。

以上でございます。

○奈良教育長 この件についてご意見、ご質問等ありますか。

ご質問等がないようですので、本件については、説明の聴取程度にとどめます。

続きまして、案件10について説明をお願いします。

中道中央図書館副館長。

○中道中央図書館副館長 続きまして、案件10になります。

40ページの香里ヶ丘図書館の建替えについて、ご説明させていただきます。

1. 政策等の背景・目的及び効果でございますが、築42年を経て老朽化の進んだ香里ヶ丘図書
館を建替えるため、滞在型、課題解決型など5つのコンセプトと、それらを実現するための手法
を盛り込んだ「香里ヶ丘図書館建替え基本計画（素案）」を策定し、11月開催の文教委員協議会
にて報告するとともに、12月に市民アンケートと説明会を実施いたしました。

このたび、市民アンケート等の結果と、その結果を反映した「香里ヶ丘図書館建替え基本計画
（案）」がまとまりましたので、報告するものでございます。

また、今年度中に策定予定の上記計画に基づき、来年度、プロポーザル方式により、図書館設

計において提案能力を有した設計事業者の選定を行う予定で、そのための附属機関「香里ヶ丘図書館設計事業者選定審査会」を設置するものでございます。

2. 内容(1) 市民アンケート、市民説明会の実施につきましては、市民アンケートを12月1日から20日の期間に、市立図書館及び分室、市役所本館・別館、香里ヶ丘支所、南部生涯学習市民センターの23箇所及びホームページ上にて行い、46人の方から117件のご意見をいただいております。市民説明会は12月9日と10日に香里ヶ丘図書館で実施し、2日間で113人の参加をいただき、その他、説明の希望のありました校区でも説明をさせていただきました。

次に(2)「香里ヶ丘図書館建替え基本計画(案)」の作成でございますが、市民アンケートや市民説明会でのご意見を受けまして、「香里ヶ丘図書館建替え基本計画(案)」を作成しております。こちらは、参考資料1、2、3にて説明させていただきたいと思っております。

続きまして、41ページの(3)「香里ヶ丘図書館設計事業者選定審査会」の設置でございますが、平成29年度にプロポーザル方式により設計事業者選定を行うため、建築、まちづくり、図書館、社会教育、法律の観点からご意見がいただける委員で構成する附属機関「香里ヶ丘図書館設計事業者選定審査会」を設置するものでございます。なお、3月議会におきまして、附属機関条例の改正案を提出させていただきます。

それでは、参考資料1「香里ヶ丘図書館建替え基本計画(素案)」についての市民アンケート等の実施結果についてをごらんください。募集期間は先ほどの説明のとおりでございます。その他、市長への提言や市民説明会等にいただいたご意見を合わせますと、201件のご意見をいただいております。これらのご意見の要旨を新たな香里ヶ丘図書館の5つのコンセプトに分類しまして、教育委員会の考え方として示しております。

まず、43～46ページにかけましては、コンセプト①南部地域における拠点図書館について46件のご意見をいただいております。次に、46～47ページにかけましては、コンセプト②気軽に立ち寄り、ゆったりと過ごせる滞在型図書館について23件のご意見。それから、47～49ページにかけましては、コンセプト③子育て・若者世代の役に立つ課題解決型図書館について19件のご意見をいただいております。49～50ページにかけましては、コンセプト④緑の公園や周辺地域と一体感があり地域の魅力向上に寄与する図書館について12件のご意見をいただいております。50～54ページにかけましては、コンセプト⑤民間ノウハウを活用した魅力的で効果的・効率的な図書館について38件のご意見をいただきました。54～55ページにかけましては、施設・敷地に付与する機能について10件のご意見。55～58ページにかけましては、その他について53件のご意見をいただきました。

続きまして、参考資料2 香里ヶ丘図書館建替え基本計画(素案)と(案)の対照表をごらんください。いただいたご意見を計画(案)に反映させた内容につきまして、順次ご説明させていただきます。

59ページの計画(案)8ページの第1章 香里ヶ丘図書館の現状と課題、(2)香里ヶ丘図書館をめぐる課題④民間ノウハウを活用した魅力的かつ効果的・効率的な運営、a. 設計における民間ノウハウの活用の2行目の記述に「隣接する公園や周辺地域と一体感があることや」をつけ加えております。

続きまして、b. 室内空間の活用及び図書館運営における民間ノウハウの活用の7行目からの記述を整理しまして、設計段階における内容を明確にするために、上段下段を入れ替える修正をいたしました。

60ページをごらんください。

素案、案ともに10ページとなりますが、第2章 香里ヶ丘図書館の建替えと今後のサービス提供に係る基本的な考え方としまして、(2) 新たな香里ヶ丘図書館の「蔵書規模」との表記を、建替え基本計画の定める必要のある事項の定義を明確にするために、「収蔵能力」と修正し、ご意見を踏まえての精査の結果、内訳を開架を6万冊、閉架を4万冊に修正いたします。また、コンセプト①南部地域における拠点図書館の表中の記述につきましても、「蔵書規模」から「収蔵能力」に修正いたします。この収蔵能力の確保を基本としまして、設計事業者の提案を求め設計作業の中で検討することといたします。

続きまして、61ページの中ごろ、コンセプト④緑の公園や周辺施設と一体感があり地域の魅力向上に寄与する図書館のサービスの表中に、周辺地域とともに魅力向上にするため、「近隣商業施設との連携事業」を加えております。

62ページ、コンセプト⑤民間ノウハウを活用した魅力的で効果的・効率的な図書館サービスに係る記述を案、素案の8ページの記述の流れと合わせるため上下を入れ替えております。

それでは、案件資料41ページにお戻りいただけますでしょうか。

3. 実施時期等でございます。平成29年2月にプロポーザル方式による設計事業者を選定するための業務を円滑に行うための支援業務委託業者を決定しました。また、2月中に「香里ヶ丘図書館建替え基本計画」を策定し、4月に第1回香里ヶ丘図書館設計事業者選定審査会を行います。夏頃には設計事業者を決定し、その後平成30年度にかけて解体基本実施設計を行います。平成30年度～31年度にかけては、現図書館の解体撤去、公園法面整備、新図書館整備の工事を実施し、平成32年度に開館の準備を行い、その後新しい香里ヶ丘図書館として開館いたします。

4. 総合計画等における根拠・位置付け及び、5. 関係法令・条例等につきましては、ごらんのとおりでございます。

6. 事業費・財源及びコストは概算総額約7.5億円を予定しており、社会資本整備総合交付金を活用してまいります。平成29年度当初予算計上予定分といたしましては、基本設計・実施設計委託、現在の香里ヶ丘図書館の施設撤去に伴う蔵書・備品を移動させる費用として1,646万4,000円を予定しており、香里ヶ丘図書館設計事業者選定審査会の委員報酬23万8,000円を加えますと1,670万2,000円となります。

案件10、香里ヶ丘図書館の建替えについての説明は以上のとおりでございます。

○奈良教育長 この件についてご意見、ご質問等ありますか。

神田委員。

○神田委員 12月9日、10日に市民説明会をしていただいたんですけど、全体の雰囲気というのは、どういう感じだったのでしょうか。

○奈良教育長 中道中央図書館副館長

○中道中央図書館副館長 12月9日、10日の説明会では施設に関するご質問、ご意見をいただきま

した。あと、民間の活用というところでもご意見をいただきまして、様々なご意見をいただきました。それらのご意見を踏まえまして、この計画にも活かし、今後の整備にも活かしてまいりたいと思っております。

○奈良教育長 他にご意見、ご質問等ありますか。

本件に対するご意見、ご質問はこの程度にとどめます。

続きまして、案件11について説明をお願いします。

中道中央図書館副館長。

○中道中央図書館副館長 それでは、続きまして、枚方市立図書館分室等の見直しに関する基本的な考え方（案）について、ご説明をさせていただきます。

協議会資料63ページでございます。1. 政策等の背景・目的及び効果でございますが、人口減少、財源の減少、IT化の進展など、図書館サービスの環境変化が著しい中、施設の老朽化、実利用人数や貸出冊数などの稼働状況などを踏まえますと、図書館分室等につきましては、様々な見直しが必要となってまいります。

今回策定する「枚方市立図書館分室等の見直しに関する基本的な考え方（案）」は、分室の見直しに関する基本的な方向性等について、教育委員会としての考え方を示すもので、今後、議会や市民の意見を聴くとともに、地域団体・関係団体との協議を進め、大きな変更を行う分室につきましては、個別の見直し計画を策定することとしております。

次に、65ページの参考資料をごらんください。

67ページ中段の2. 分室の経過でございますが、昭和48年、家庭・地域文庫を市が分室として5分室を整備したのを始め、昭和50年代には最大16分室を運営し、その貸出比率も図書館全体の45%になりました。その後、分館、中央館建設に伴って、分室の統廃合を行ってまいりました。平成27年度の分室貸出比率は市駅前サテライトを除きますと11.8%に減少している状況でございます。

3. 現在の分室は市駅前サテライトを除きますと10分室でございます。

68ページをごらんください。

10分室の開室日や時間は、（5）の表のとおりで、2から4人の非正規職員を配置しております。

次に、（6）利用圏域等についてでございますが、本市では、概ね図書館サービスの圏域を半径1.2km程度の範囲といたしております。中央図書館は概ね半径2.4kmを範囲とするとともに市内全域をカバーしていると想定しております。新たに建て替えます香里ヶ丘図書館につきましては、閲覧室を現在の2倍とし、機能を強化することなどから、半径1.5km程度の範囲とする考えでございます。これらを踏まえますと、山田分室は中央図書館の圏域内に、東香里・茄子作・釈尊寺分室につきましては、建替え後の香里ヶ丘図書館の圏域内に位置しております。また、藤阪分室は津田・菅原図書館の間に位置し、両館と圏域が重なっております。

76ページをごらんいただけますでしょうか。

枚方市立図書館サービス圏域図でございます。こちらにつきましても、香里ヶ丘図書館、中央図書館それぞれの圏域の丸を書いておりますので、ごらんいただければと思います。

それでは、また、資料68ページに戻っていただきまして、4. 現分室の課題（1）利用状況ですが、先ほどの73ページの表をもう一度ごらんください。①分室利用状況でございます。氷室、東香里、茄子作、釈尊寺分室につきましては、年に1度でも分室利用したことのある年間実利用者数が年間1,000人以下となっております。

次に、74ページをごらんください。

下の部分になります。6～3月の来室者数となりますが、こちらの山田、東香里、茄子作、釈尊寺の4分室につきましては、1日当たりの来室人数が60人以下と大変低い利用状況となっております。

続きまして、69ページにお戻りいただけますでしょうか。

（4）施設についてでございます。建物が市所有でない、老朽化している、バリアフリーでないなど、施設課題を一覧にしたものが、この69ページの表になります。表の2行目の著しい老朽化についてでございますが、いずれの施設も老朽化している状況ではございますが、ここでの著しい老朽化というのは、すぐにでも改修工事などが必要な状況を指しております。現在の山田分室は雨漏りや内壁の汚れなどのほか、エアコンの状況が非常に不安定となっております、その改修工事には多額の費用がかかることが予想されております。山田分室の在り方が定まった時点で、改めて市有建築物として保全計画を見直すこととなる予定でございます。この件も含め、この表により施設課題が分室ごとに明確になっております。

次に、5. 見直しの方向でございますが、70ページの検討対象分室をごらんください。

施設の所有状況、施設の状況、利用圏域の重なり、利用状況の4つの観点で見直しを行っております。この表は分室ごとの課題をマトリックスにしたもので、3観点以上で課題があった分室を見直し対象といたしました。

（2）見直しの方向性についてでございます。茄子作、東香里、釈尊寺につきましては、職員を配置する分室としては廃止し、高齢者や子育てなどの地域における課題を踏まえまして、図書館から団体図書の貸し出し等の支援を行う、「本のある地域の新たな居場所づくり支援」へ転換いたします。香里ヶ丘図書館が開館する平成32年度までは分室を継続し、地域の自治会などと協議を行い、平成30年度までに具体的な見直し計画を策定してまいります。山田分室につきましては、他の政策目的施設への転用を含めた見直しを行います。具体的には、文化財課の埋蔵文化財養成の作業スペースにしたいと考えております。平成32年4月までは、香里ヶ丘図書館の建替えの間の蔵書の仮置き場所として、2階は事務室としても活用するとともに、おはなし室は会議室などとして活用したいと考えております。山田分室の廃止・転用計画（案）は庁内検討を行った上で、地域への説明も行い、平成29年度内に決定したいと考えております。

次に、自動車文庫についてでございます。

71ページをごらんください。

自動車文庫は昭和48年から運行を開始し、昭和56年には最大53ステーションを巡回していました。昭和50年代以降、次第にステーション数を減らしてきました。平成23年度には中型車1台を岩手県の被災地で活動するボランティア団体に寄贈し、現在自動車文庫1台の24ステーションでの運営をしております。

今後の取り組み方向でございますが、①当面の取り組みといたしましては、利用の少ないステーションや路上ステーションを見直しまして、学齢前の子育て拠点や病院施設などへのアウトリーチサービスを実施いたします。

②中期的な取り組みといたしまして、建替えを予定している香里ヶ丘図書館の代替サービスを行っていきます。一時的に図書館サービスを中断せざるを得ないといった場合にも、自動車文庫が持つ機動力を活用してまいります。

③長期的な取り組みでございますが、地域や施設への配本事業を充実し、アウトリーチサービスを強化していきます。その中では、ブックトラックを積載することができ小回りがきくリスト付貨物車の役割が大きくなってまいります。大型の自動車文庫「ひなぎく号」で担ってきた役割を、リフト付貨物車へと引き継いでまいります。今回の見直しとは別に、主に小学校の子どもたちを対象に自動車文庫による巡回をしていた小学校内のステーションにつきましては、学校図書館の整備が進んでいることや授業との関係で子どもたちの利用が難しいこと、子どもに本を届ける授業による本の配本事業を進めていくことなどから、整備をしてまいります。

それでは、もう一度案件資料63ページにお戻りいただけますでしょうか。

3. 実施時期等（今後の予定）でございますが、平成29年3月に市民アンケートを実施いたします。また、該当地域への説明も随時行ってまいります。平成29年度には、市所有施設である分室を中心に方向性を決定し、平成30年度には、枚方市立図書館分室見直し方針を策定いたします。

4. 総合計画等における根拠・位置付け、5. 関係法令・条例等につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、枚方市立図書館分室等の見直しに関する基本的な考え方（案）についての説明とさせていただきます。

○奈良教育長 この件についてご意見、ご質問等ありますか。

ご質問等がないようですので、本件については、説明の聴取程度にとどめます。

続きまして、案件12について説明をお願いします。

中道中央図書館副館長。

○中道中央図書館副館長 それでは、図書館雑誌スポンサー広告について、説明させていただきます。

79ページをお開きください。

1. 政策等の背景・目的及び効果でございますが、図書館で所蔵する最新の雑誌とその書架スペースを広告媒体として、民間事業者等に提供することで、財源の確保を行うものでございます。

2. 内容といたしましては、次ページをごらんいただけますでしょうか。

写真の上段が新刊雑誌の上にかけておりますカバーに広告ステッカーを張るイメージ図でございます。下段が館内の掲示例でございます。柱等に広告をつけまして、その相乗効果による効果があるというものでございます。

3. 実施時期等でございます。3月に業者を公募し、事業者決定後、平成29年4月以降に広告事業の開始をする予定でございます。

4. 総合計画等における根拠・位置付け及び、5. 関係法令・条例等につきましては、ごらん

のとおりでございます。

6. 事業費・財源及びコストにつきましては、歳入といたしまして、70万円を単年度見込みとして予定しております。これにつきましては、建替えによる平成29年度末から長期休館となる香里ヶ丘図書館を除く市内7図書館の合計金額でございます。

7. その他でございますが、このような手法で行う財源確保等の導入事例といたしましては、大阪市、名古屋市、千葉市での実績がございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。

○奈良教育長 この件についてご意見、ご質問等ありますか。

ご質問等がないようですので、本件については、説明の聴取程度にとどめます。

これをもちまして、本日の協議会の案件は以上となります。